




子どもの虐待被害と回復 前編

NPO法人神奈川子ども支援センターつなぐ代表理事
 ベイアヴェニュー法律事務所 弁護士 飛田 桂

飛田 桂 (ひだ けい)

- NPO法人神奈川子ども支援センターつなぐ代表理事
- 神奈川県弁護士会所属
- 飛田桂法律事務所
- 児童虐待について
- 児童相談所非常勤、被害者代理人、子ども担当弁護士
- いじめ問題について
- DVについて
- その他

自己紹介



虐待事案について支援するときの二つの視点

- ① 事実に基づく
 事実を調査し、証拠を集め、事実に基づいて動く
- ② 背景に近づく、心に寄り添う
 事実から推測できる「心」の状態を見立てる

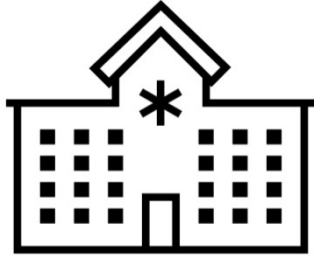
順番は、①→②。逆に、②→①とすると、全く検討違いなことが起きることがある。でも、①と②は行き来する。
 例：子どもが非行傾向とっていたら、親に問題があった。

公的な保護の流れ

開示 → 虐待通告 → 一時保護 → 措置（施設入所など）

↘ 在宅での調査 ↘ 家庭復帰

虐待が疑われたとき



- 具体例 1
養父が児童に対して、男性器を顔に押し付けた。
児童が、小学校の先生に対して開示をした。

「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法又は児虐法) 2条

「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」

- 虐待を受けたと思われる児童がいる

5

虐待の定義

- 児童虐待防止法 2条
- 保護者（親権者、未成年後見人、その他の者で、児童を現に監護するもの）が、その監護する児童に対して、次に掲げる行為
- 1号：身体的虐待、2号：性的虐待、3号：ネグレクト、4号：心理的虐待
- 具体的な内容は、「子ども虐待対応の手引き」
- (https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf)

6

開示を受けた先生

- 学校の教職員、医師、弁護士などは虐待の**早期発見義務**
(児虐法 5条 1項)
- **通告義務** (児虐法第 6条 1項、児福法第 25条 第 1項)
- **通告者を特定する情報は漏らしてはならない**
(児虐法 7条) ため
- 虐待通告は、**守秘義務違反とはならない**。(児虐法 6条 3項、児福法 25条 2項)

7

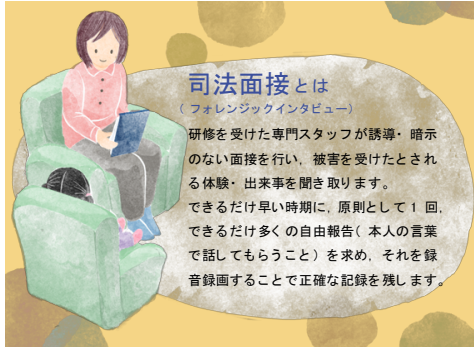
フォレンジック インタビューとは

- 子どものフォレンジック・インタビューとは、児童虐待の疑いもしくは暴力に晒された事案において事実中心に情報を集めるために児童の発達を十分に考慮した、尚且つ法的にも間違いのない面接方法のことを指している。
- 子どものフォレンジック・インタビューは、研修を経て面接スキルの高さを備えた中立的な立場の専門職が、広くは捜査や調査という過程の一段階として調査研究からの知見と実践から積み上げられた技術を用いて行う。

(日本語だと、司法面接、事実探求目的面接などと訳される。)

※Bestpractice 2015

民間の司法面接（フォレンジックインタビュー） ～つなぐ司法面接室～

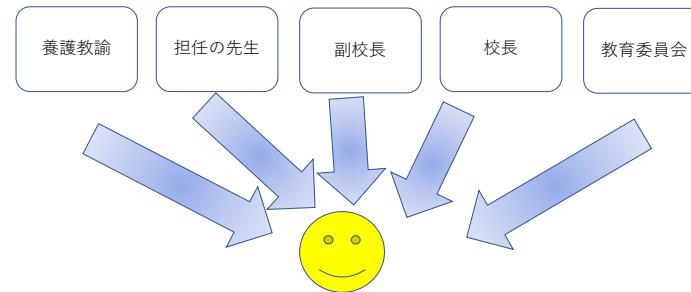


小学館から



• <https://www.shogakukan.co.jp/books/09227265>

事実の確認と証拠の収集～ 何度も聞いてしまう現場…



子どもから話を聴く

○初期の聴き取り

- 教職員、医師、看護師、医療関係者、保護者、友人の保護者、その他…、聴き取りをされる時には「録音をして下さい。」

○聴き方

- こちらから、何があったかを聞くのではなく、「子どもから自発的に語らせて下さい。」

○研修 RIFCR™など



3

児童相談所の動き



- 通告を受けて、援助の要否及び必要な援助内容を判断するための調査を行う。
- 原則48時間以内（児童相談所運営指針第3章第3節3）に、安全確認をする。安全確認は目視が原則。
- 調査すべき項目
 - [1] 子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況
 - [2] 子どもの家庭環境、家族の状況
 - [3] 子どもの生活歴、生育歴
 - [4] 子ども、保護者等の現況

14

やや発展編

お母さんが肋骨が折れた状態で搬送されてきた。
 受傷経緯を言わない。子どもも怯えた様子。
 → DV及び面前DVの恐れ
 面前DVの「疑い」として通告もできる。
 心理的虐待（児童虐待法2条4号）

15

子どもを保護する（一時保護）

- 具体例；自宅で何者からか殴られた被害児童が入院
 → 一時保護委託を病院にかける。
 仮に第三者加害でも、保護者のネグレクト疑い。

• 児童福祉法33条

「児童相談所長は、…児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」

16

在宅（一時保護されない場合）

- その結果支援が繋がらないこともある。
- NPO（つなぐ）では、子どもの支援を行います。ケースワーカー派遣の上、医療、進学、その他の支援を行います。
- 児童相談所、学校、病院からの紹介での利用申し込みがあります。
- 保護者の代理人弁護士からの依頼に応じて、捜査機関の障害にならないことが確認できたらば、司法面接と系統的全身診察を実施します。前後に子どもの負担軽減及び今後の証言可能性の確保のための付添犬（旧コートハウズドッグ）とのふれあいをを行います。
- 被害者代理人弁護士を紹介の上、捜査機関へのつなぎをバックアップします。

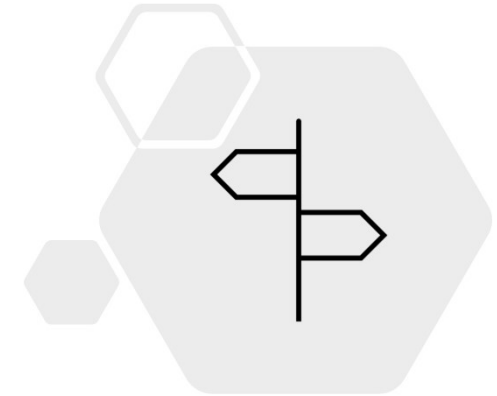
17

生活場所の分岐点

児童相談所が関与しない
（通告なし・第三者加害）

児相関与あり、一時保護あり、措置あり

児相関与あり、一時保護なし、措置なし



措置（施設入所）後

具体例；児童養護施設で高校卒業
（なお、多くの児童養護施設は、通学を要件としている。）

- 就職して一人暮らし
- 自立援助ホーム
- 生活保護でアパート設定

19

家庭復帰後

具体例； 加害者が引っ越し、非加害親が引っ越し

※難しい支援

※低年齢→没交渉になりやすい

※高年齢→子どもが大きく揺れ動く。並走。

20

非虐待親の支援

- 非虐待親の支援が重要なことが多い。非虐待親が揺れ動くと、子どもがつらいからです。
- 被害者支援室などの利用を積極的に進めましょう。お母さんにカウンセラーがつくと、子どもは非常に楽になります。
- 子どもの進学、ひとり暮らしなどの相談にもってあげてください。資金援助できるときもありますので、つなぐを含め、各種NPO法人や基金の利用を是非ご検討ください。こういった支援が、その後の刑事手続きなどを乗り越える糧になることもあります。

21

17歳～20歳の子ども

- 具体例；18歳になって働き始めて実父の行為が性虐待と知る。

その後の流れ；

居場所のない子どもの相談窓口又は女性相談

→てんぽ（子ども用シェルター）や婦人用シェルターへ入所

→自立援助ホーム、施設、生活保護でアパート設定

22

「てんぽ」での生活



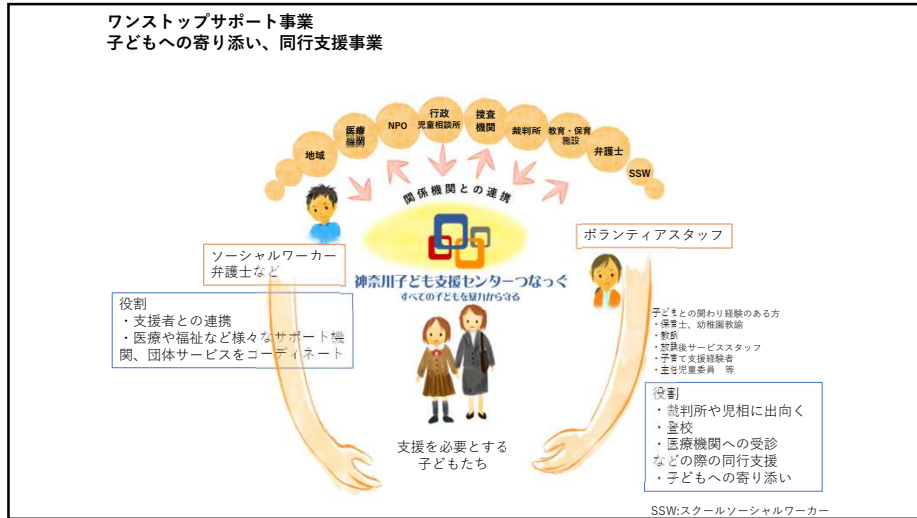
- 居場所がない子どものための場所
- 弁護士が2名ついて、親権者との対応にあたる。

23

つなぐの設立経緯

- 児童相談所「だけ」にすべてを任せるとは、子どもへの支援が足りない。
- 様々な支援団体があるのに、子どもたちにつながらないことも。
- 「アウトリーチの支援」が絶対的に必要

24



子ども達と伴
走するとき気
になること

- 子どもを呼び捨てにしてしまう
- 自分と、子どもとの間の境界線をあいまいにしてしまう。(例: 養子縁組してあげたい。例: 別の支援者のところに行くことに過剰反応する 例: 自分のプライベートな話を話してしまう)
- 逆に、自分と、子どもとの間に、力関係を作ってしまう。
(例: 不要な禁止事項などのルール順守を強く求める 例: 「罰」のようなことを相手に課してしまう 例: 自分の経験談で打ち負かしてしまう)

日本の課題

- 支援者側の方が、十分なトラウマケアを受けられていなかったり、セルフケアのすべを持たないことがある。結果的に、性被害や二次被害が起きることもある。
- 子ども達が医療にかかっても、医療者に理解がないと、二次被害が起きたり、必要のない投薬治療になってしまったり、傷つきが深まることもある。
(例: 子どもに性教育を始めてしまう医療者、子どもだけなのに、大量に薬を処方。無意味に開示を促して、暴露させておきながら、何もできない等。)

多機関多職種連携を実現するために

多機関多職種連携を実現するために

- ◎ 各人の役割を明らかにする。
- ◎ 各人の所属機関は、各人を支える。
- ◎ 同じ目的に向かって、話し合う。
- ◎ 友好的雰囲気とある種の緊張関係が重要

○それぞれの職種で何をしているのかを知る

基点となる人物・団体は、各職種の人がどのような職務を遂行しているのかを把握する。そして、うまくいかないときには、争うのではなく、アドバイスをできるよう心掛ける。

29

多くの人が一の子どもにかかわるとき (多職種連携、多機関連携)

- 虐待や子どもの被害について取り組む場合、要保護児童対策地域協議会（いわゆる要対協）を使う場合でもそうでない場合でも、多職種（児童相談所、市役所、捜査機関、シェルター職員、弁護士、NPOや民間）がかかわることがある。
- 子どもが支援者によって発言内容を変える振り回すタイプの場合、各支援者に対して言うことが異なって、支援者間で摩擦が起きることがある。その場合、支援者間で密に連絡を取り合うことが重要。

多職種連携を実現するために

- 例；「児相が全然カウンセラーとかつけてくれない」と子どもが言ってきた。

支援者が憤慨して、児相には連絡せずに子どもに新しい病院とカウンセラーを紹介。

ところが、児相は既に2人目の医師を紹介していた。

31

SOSのキャッチについて

「心を寄せること」と「並走すること」

いじめや虐待を受けた子ども＝自尊心を傷つけられている

周りの人間に全てを話すこと（開示）は不可能ですし、場合によっては話すこと自体が、その子の心を傷付けてしまいます。

➢自尊心の傷つきは、子どもによって異なります。いじめや虐待の質や量では絶対に語れません。

✓ 事例 1

17歳女子

2度目の家出をして学校から児童相談所に連絡。リストカットをしているとの情報もある。親は経済的に問題はなく、母親も毎日食事を作っているとのこと、学力も高めであるがやや不登校気味。

性的な非行もあるのではないかとというのが学校の見立て。

※これも、行動の中に子どもながらの訴えがあります。

虐待を受けた子どもの症状 (虐待被害児症候群)

Abused children may exhibit:

自己肯定感の低さ (a poor self-image)、性化行動 (sexual acting out)

他人への不信任感 (an inability to love or trust others)

非行行動など (aggressive, disruptive, or illegal behavior)

怒り、憤激、不安、恐怖 (anger, rage, **anxiety**, or **fear**)

自己破壊行動、自傷 (self-destructive or self-abusive behavior) 自殺企図 (suicidal thoughts)

行動の行き過ぎ、低下 (passive or withdrawn behavior)

新しい関係性を作ることへの恐怖 (fear of entering into new relationships or activities)

学校での問題、不登校 (school problems or failure)

気持ちの落ち込み (sadness or other symptoms of depression)

フラッシュバックや悪夢 (flashbacks or nightmares)

薬物、アルコール (drug or alcohol abuse)

Read more: <http://www.healthofchildren.com/B/Battered-Child-Syndrome.html#ixzz6WqpLRQFv>

子どものサイン

被害児が開示する前から何らかのサインを出している

前思春期では、①性的言動 (過剰なオナニー、他人の性器を触る、性的場面を再現する遊び、年齢不相応の性的言動や質問、など)、②身体化症状(腹痛などの不定愁訴)、③分離不安、④興奮など

年長児では、①家出や徘徊②うつ状態③性的脱逸行動

「性的虐待・性被害への対応プロセスに関する研究」奥山眞紀子・内山絢子



トラウマのメガネをかける

トラウマのメガネでみると…



メガネがないと…

背景に性被害がある可能性について検討

→2年前の経過記録に「お父さんに足や胸を触られるのがいやだ」と話したとある。

→理由なく家に帰りたくないことに寄り添う支援。

「家にきちんと帰りなさい！」と支援者が指導

→子どもはどうしたらいいかわからない。理由なく受け入れてくれる友人や「パパ」の元へ行く。→再被害の恐れ

✓ 事例 2

14歳女子

学校からの連絡。転入してきた子ども。同居者は母のみ。
非常に優秀で真面目。子ども自体はきちんと話をしてくれる。理由については、お腹が痛いとかなど言っている。学校になじめないと言っており、いじめに該当するような話もでている。SCにはよく話をしている。



トラウマのメガネをかける

トラウマのメガネでみると…



メガネがないと…

背景に性被害がある可能性について検討

いじめ？

→現在の経済状況を確認したところ、母は働いているが、母の彼氏の出入りが認められた。

放置？

➢いっそう、家庭内に子どもが取り残され、SOSがでない。

開示ができない

身体的虐待が疑われるケースの開示率は親が加害者と親以外が加害者では有意差はない。しかし、性的虐待が疑われるケースの開示率では親が加害者では22%、親以外が加害者では89%と、大きな差がある。

(Hershkowitz, Horowitz & Lamb(2005)、被害開示を阻害する要因実務における司法面接の課題：非開示にどう取り組むか」仲(2017))

子どもが被害を訴える

- どうしようもなくなって、訴える
「このままだと大変なことになると思って」
- 加害者と分離されて、安心してから訴える
お母さんからの身体虐待でシェルター入所後に被害を訴える。
- 友達が性被害について告白したときに、一緒に訴える
- 養護教諭の先生と信頼関係ができ、ふとしたときに養護教諭の先生が性被害などがないか、という趣旨の質問をして、答える
「それまで、誰にも聞かれなかった。」
- 性被害についての教育を受けて、自認する。

実際によくみる副作用

自分が悪い、自分が誘ったと言う。→社会から孤立、自傷的に人に合わせすぎる、要求を断らない（過剰適応）→また被害に非加害親との関係性に悩む →家でも孤立化
不登校に →社会から孤立
同年代の子とも話せない →孤立化、（悪い）大人との接触

⇒孤立によって、狙われやすい。自傷的なため、再度被害にあいやすい。

開示

Sorensen & Snow(1991) : 116件

74%が偶然発覚。開示は23%

否認→曖昧→開示→撤回→開示と変遷

仲真紀子（2017）「実務における司法面接の課題：非開示にどう取り組むか」心理学評論60(4), 404-418

42

✓ 事例3

15歳女子

元々、リストカットなどをしていた子ども。担任との信頼関係が非常に強くできている。児相からは、以前、離婚した父から性被害があったという。でも、既に離婚し、別居してから2年ほど経過しているはず。

金髪にして、パパ活などもしている子どもだが、うまく学校はかかわってきた。

しかし、学校に来なくなってしまった。



トラウマのメガネをかける

トラウマのメガネでみると…



メガネがないと…

現在も、性的な被害がある可能性についても視野に入れて、新たにSCを入れる、市役所の担当者もつける、保護者にも子どもを支えることを願います。

➤すると、現在の担任が性加害をしていた。

担任の先生だより！

➤さらなる被害



支配される子ども（小学生くらい）

私が被害者代理をするなかで、明示的でなくても、子どもに大きな影響があったもの

（小学生くらい）

お母さん（きょうだい、ペット）が殴られている。

きょうだいも性被害を受けている。

大事なものが捨てられる壊される（ペットが売り飛ばされる）。

目の前でお金の授受を見せつける。

大好きだ、気持ちがよかったと毎回言わされる。

「愛している」「教育」「罰」と理由をつけられる。

支配される子ども（中学生以上）

（年長者）

抵抗をしたところ、一層の不利益を課される

写真をとられる

あとはグルーミング

やってはいけないこと！！

- 子ども同士のネガティブなコミュニケーションに大人が入って注意しないこと
- 目の前で大人と子どものネガティブなコミュニケーションがあったときに放置しないこと。
- 支配関係が形成されているときに、積極的又は消極的に支配者に加担すること。見て見ぬふりをする。こと。（子どもだけになったところで、声をかけてあげるなどして下さい。その場では何も言えないと思うので、なるべく連絡先をあげてください。）

➤子どもの自死防止のため。自分を守るべき大人がその状態を「無視」したり、「承認」したり、「加勢」することは、子どもを絶望させる恐れ。

精神症状

精神症状は家族内虐待で 85%、家族外性被害で 80%であった。

それまで 過剰適応していた子どもが、開示や保護をきっかけに一時的に症状が悪化したケースが年少児に多くみられた。

開示後に強くなった 精神症状

年少児…分離不安症状、回避 の症状、睡眠障害など、PTSD と考えられる 症状

年長児…解離症状、行為障害、性的逸脱、うつ状態

「性的虐待・性被害への対応プロセスに関する研究」奥山真紀子・内山絢子

解離などについて

- 心的外傷後ストレス障害（PTSD）…フラッシュバック、侵入思考、過覚醒、認知のゆがみ、対人交流における正常なやりとりを脅迫的なものと誤解、回避
- うつ病、境界性人格障害
- 摂食障害
- DV,暴力、性非行など再現
- 依存性のあるものに対して脆弱

✓ 事例 4

16歳男子

3歳のときに継母と実父が結婚。
 実父はやや変わっていて、大声をあげたりもする。
 たばこ、他の男子と一緒に非行を繰り返している。
 高校からは退学相当であるとの連絡があった。



トラウマのメガネをかける

トラウマのメガネでみると…



メガネがないと…

この時点ではすでに遅いこともあるが、実は、極めて過酷な身体的暴力、きょうだい間差別を受けていた。

➤少年院ではなく、試験観察で働き始める

少年院➤その後、加害者になってしまうことも。

✓ 事例 5

10歳男子

施設措置中
 同室者が施設職員に怒られていたところに、そばにいた。
 後ろから、男性職員が、こっちにきなさいと手を引っ張ったところ、突然切れて、男性職員にけがを負わせるまで殴る蹴るの暴行を加えた。
 理由をきいたところ、かっとなった、真っ白になったという。



トラウマのメガネをかける

トラウマのメガネでみると…



メガネがないと…

「真っ白になった」のはなぜなのか。

児相で心理通所開始。

単に暴力をしたことを謝らせるだけ。

本人もどうしてかわからないまま。どう治してもいいのかもわからないまま。

理解がされないと、孤立化したり、悪化したりする。